

高齢者福祉

国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっているなか、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、今年で16年が経過します。

本市においては、全国や北海道平均以上に高齢化が進んでいるなか、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画、函館市介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営を図るほか、介護予防の推進や社会参加、生きがいきりの促進、生活環境の整備など的高齢者施策の総合的な取組みを進めています。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

(平成27年4月1日現在 単位：人)

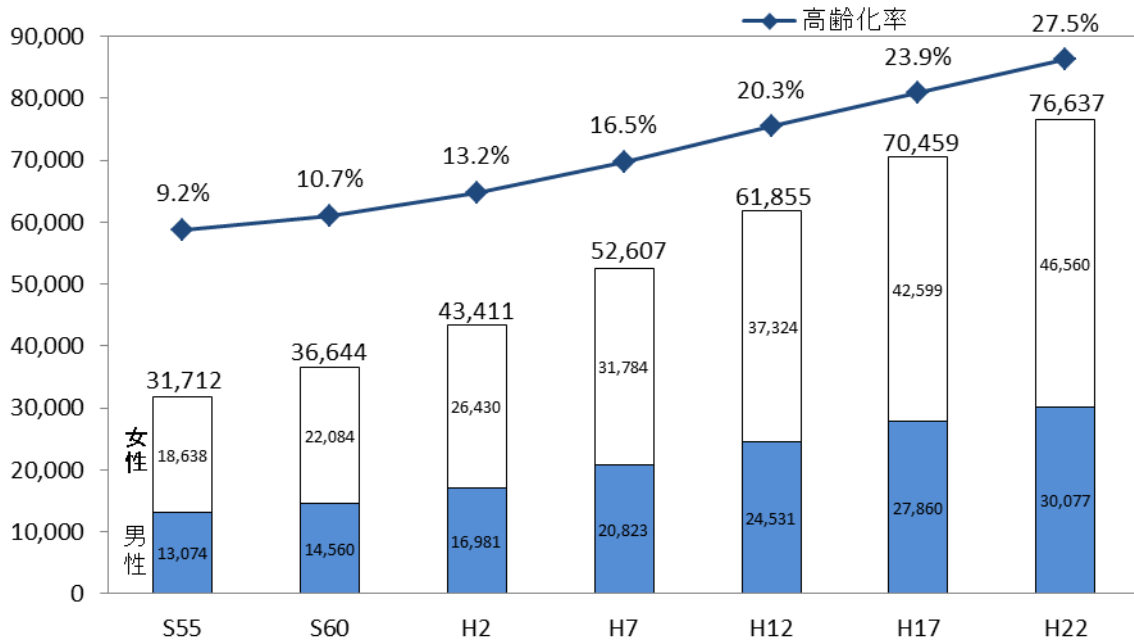
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	10,681	8,156	6,429	4,777	2,492	753	155	15	33,458	27.3
女	13,067	11,152	9,781	8,356	5,552	2,720	669	116	51,413	35.0
合計	23,748	19,308	16,210	13,133	8,044	3,473	824	131	84,871	31.5

65歳以上の人口割合

(各年国勢調査 単位：人，%)

区分 年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0

※ 昭和55年～平成12年は旧町村分を合算



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成22年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,186	998	774	586	411	3,955
女	2,687	2,956	3,351	2,744	1,808	13,546
計	3,873	3,954	4,125	3,330	2,219	17,501

2 第7次函館市高齢者保健福祉計画、第6期函館市介護保険事業計画

(1) 計画策定にあたって

ア 計画策定の背景

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）の成立により介護保険法が大きく改正されたことから、在宅医療・介護連携に取り組むとともに、平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策の推進などにより、地域包括ケアシステムの構築をめざし、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定します。

イ 法令などの根拠

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

ウ 計画の策定に向けた取組みおよび体制

以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

- (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
- (イ) 市民への情報公開
- (ウ) 各種調査の実施
 - a 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
 - b 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

エ 計画期間

平成27年度から29年度までの3年間とします。

オ 他計画との整合

国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るとともに、第3次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

(2) 計画の基本的な考え方

ア 計画の基本理念と基本目標

市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に宣言した「いきいき長寿都市」の趣旨を本計画の基本理念とします。

◆基本理念◆

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

■基本目標Ⅰ～共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現をめざします。

■基本目標Ⅱ～明るく活力に満ちた暮らしの実現

健康づくりや社会参加の促進、地域貢献の推進に取り組み、明るく活力に満ちた暮らしの実現をめざします。

■基本目標Ⅲ～安心して快適な暮らしの実現

住み慣れた地域で、できるだけ自立して安心して快適な生活が送れるよう、福祉サービスの充実や住宅の整備を進めます。

■基本目標Ⅳ～持続可能な介護保険制度の構築

介護サービスを必要とする人が適切に、かつ質の高い介護サービスが受けられるよう、提供基盤の整備とサービスの質の向上をめざします。

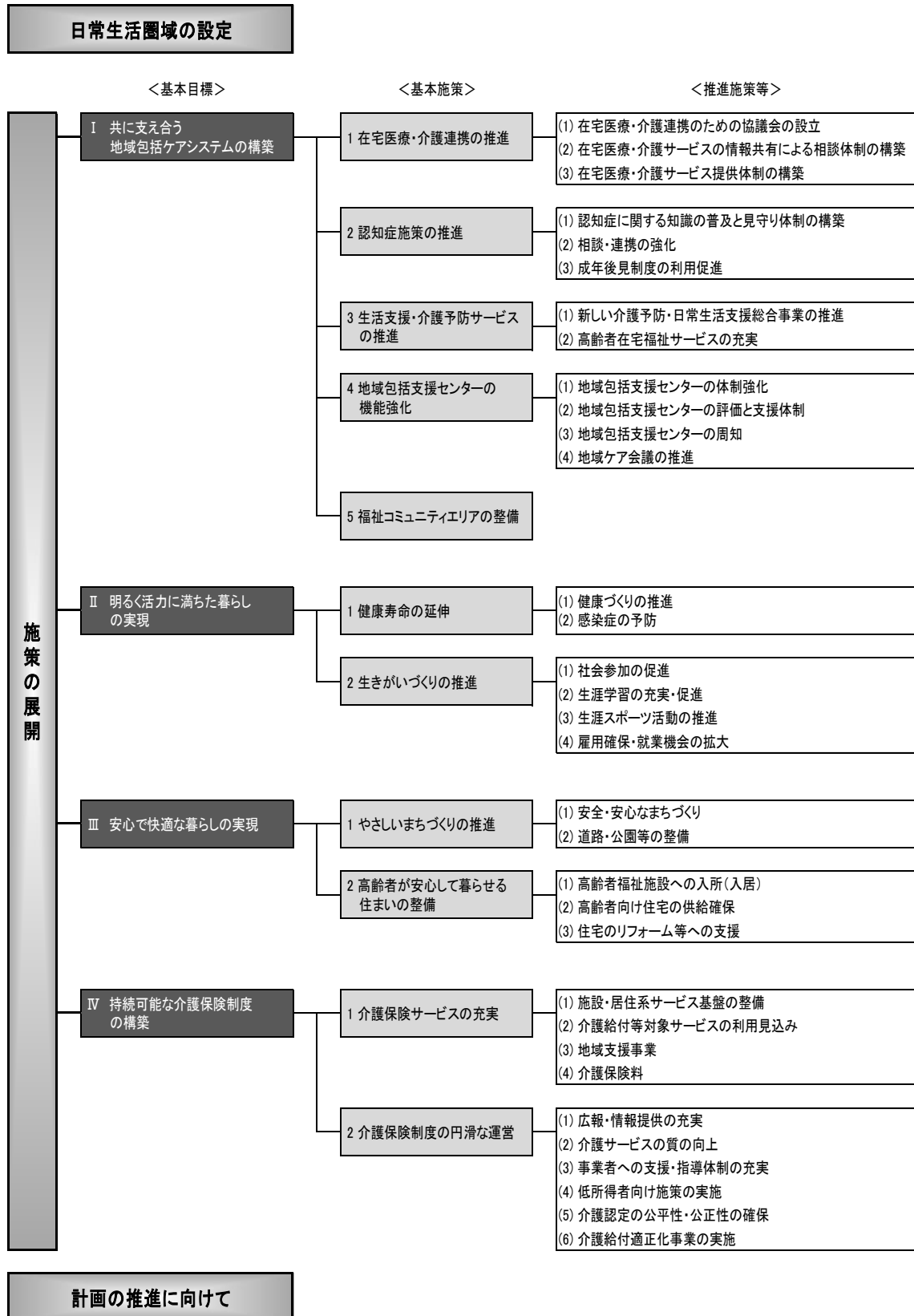
いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまことに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

イ 施策の体系



(3) 日常生活圏域の設定

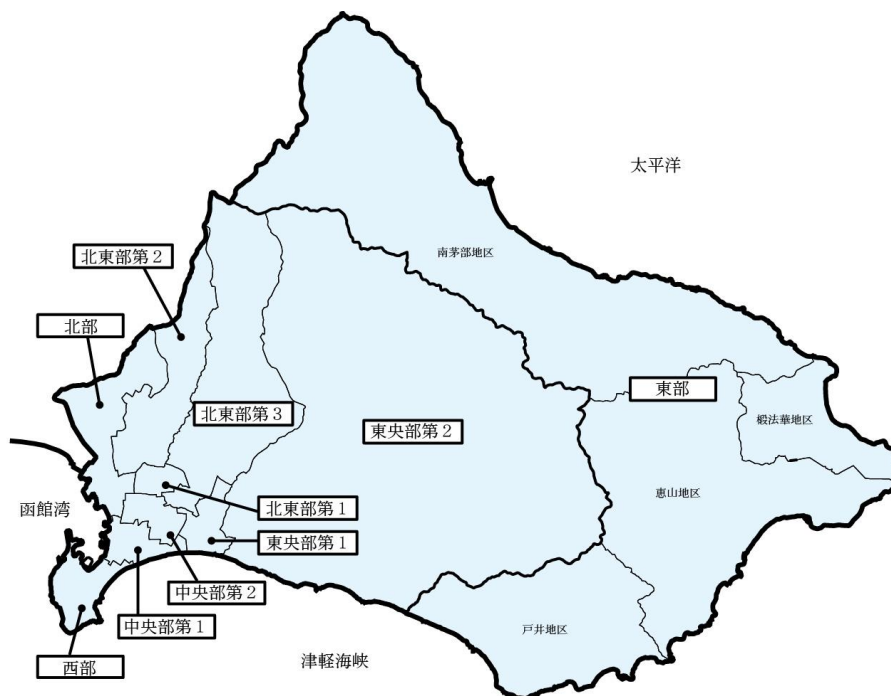
ア 日常生活圏域の見直しにあたっての考え方

今計画では、以下の考え方にに基づき日常生活圏域を見直します。

- 総合計画における地区区分を尊重する。
- 1圏域の高齢者人口が概ね1万人を超えないように設定する。
- 民生・児童委員の方面協議会の区域との整合を図る。

イ 新しい日常生活圏域の設定

新しい日常生活圏域は、前計画までの6圏域から10圏域とします。



(4) 施策の展開

ア 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取組みを推進します。

a 在宅医療・介護連携のための協議会の設立【新規】

b 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築【新規】

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発

c 在宅医療・介護サービス提供体制の構築【新規】

- 医療・介護関係者の研修
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- 関係市町との連携

(イ) 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識と理解の普及や、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を図るとともに、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族に対する支援などを行うことができるよう、関係機関との連携のもと、さらなる施策の充実を図ります。

a 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの開設【新規】
- 認知症ケアパスの周知【新規】
- 認知症ガイドの配布
- 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステムの実施

b 相談・連携の強化

- 認知症相談の実施
- 認知症地域支援推進員の配置【新規】
- 若年性認知症施策の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

c 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民後見推進事業の実施
- (仮称) 成年後見センターの設置【新規】

(ロ) 生活支援・介護予防サービスの推進

a 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○ 介護予防・生活支援サービス事業

介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による訪問型と通所型の多様な生活支援サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスの提供をめざします。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、以下の生活支援コーディネーターや協議会での検討を踏まえ、平成29年4月から実施します。

[生活支援サービスの体制整備]

- ・ 生活支援コーディネーターの配置【新規】
- ・ (仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設置【新規】

○ 一般介護予防事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業として再構築し、より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

また、リハビリテーション専門職等を生かした取組みや、住民が主体となって行う介護予防活動の展開と参加者や通いの場の拡大について検討します。

なお、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業の実施に合わせ、平成29年4月から実施します。

b 高齢者在宅福祉サービスの充実

各種福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図り、サービス利用を進めるとと

もに、介護保険サービスとの組合せなど、包括的にサービスを提供します。

なお、新しい総合事業の実施に向けた検討状況を踏まえ必要に応じ事業を見直します。

- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の実施
- 外出支援（送迎）サービスの実施 ○ 除排雪サービスの実施
- 寝具乾燥サービスの実施 ○ 高齢者生活援助員派遣サービスの実施
- 生きがい活動支援通所サービスの実施 ○ ショートステイサービスの実施
- 在宅福祉ふれあいサービス事業の実施
- 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業の実施

(I) 地域包括支援センターの機能強化

a 地域包括支援センターの体制強化

各センターの規模の均一化を図り、これまで以上に効率的かつ地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と適切な支援が提供できるよう、平成 27 年度からの日常生活圏域の見直しを踏まえ、平成 28 年度以降、地域包括支援センターの設置数を各圏域に 1 か所ずつ合計 10 か所とします。

b 地域包括支援センターの評価と支援体制

地域包括支援センターごとの質の平準化と向上をめざし、平成 25 年度から試行的に取り組んでいる事業評価を、平成 27 年度から本格実施するとともに、その評価を基に、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映させながら、地域包括支援センターのみならず、運営法人と情報を共有し必要な改善について協議、指導を行います。

また、市職員がセンター職員と情報を共有し支援を行えるよう、市の相談窓口保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、協働して課題解決を図るほか、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

c 地域包括支援センターの周知

平成 25 年 12 月から「高齢者あんしん相談窓口」をサブネームとして設定し、地域住民への周知を図っており、今後も、地域の身近な相談先として機能していけるよう、引き続き、地域住民への周知に努めます。

d 地域ケア会議の推進

高齢者をはじめとする住民が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議の普及・定着を進めます。

- ・ 地域包括ケア推進事業

(オ) 福祉コミュニティエリアの整備

既成市街地のなかで交通アクセスに優れた良好な環境の住宅地にある日吉町4丁目市営住宅団地跡地に、地域福祉を实践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとしての整備を進めます。

イ 明るく活力に満ちた暮らしの実現

(7) 健康寿命の延伸

a 健康づくりの推進

自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸を図るため、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

○ 生活習慣病の予防

- ・健康教育の実施
- ・訪問指導の実施

○ 健康づくり事業の実施

- ・市民健康づくり推進員の育成
- ・ヘルスマイトの育成
- ・歯科健診の実施
- ・健康増進センターの運営

b 感染症の予防

高齢者の感染症の発病や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

(4) 生きがいづくりの推進

a 社会参加の促進

生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

- ・老人クラブに対する支援
- ・高齢者交通料金助成券の交付
- ・老人福祉センター
- ・高齢者サロンの設置【新規】

b 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めたすべての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

- ・地域における学習環境の整備
- ・まなびっと広場の実施
- ・高齢者大学等の開講

c 生涯スポーツ活動の推進

市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ・スポーツ大会、レクリエーションの開催

d 雇用確保・就業機会の拡大

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

- ・高齢者の雇用の確保と促進
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・就業支援の実施等

ウ 安心して快適な暮らしの実現

(7) やさしいまちづくりの推進

a 安全・安心なまちづくり

○ 交通安全対策の強化

- ・交通安全教室の開催
- ・夜光反射材の普及促進

○ 消費者・防犯意識の啓発

- ・救済制度の周知・啓発
- ・相談窓口

○ 防火・防災対策の強化

- ・防火訪問の実施
- ・自主防災組織に対する支援
- ・避難行動要支援者に対する支援

b 道路・公園等の整備

○ 道路の整備

○ 公園・緑地等の整備

(イ) 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

a 高齢者福祉施設への入所（入居）

介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所（入居）希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

なお、東部圏域における榎法華地区の生活支援ハウスについては、地域特性を踏まえ、重度の要介護状態となっても入居可能な施設への移行を進めます。

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム

b 高齢者向け住宅の供給確保

高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組みなどを進めます。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開
- ・市営住宅への優先入居

c 住宅のリフォーム等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

- ・相談窓口の設置
- ・既存住宅のバリアフリー化の促進

エ 持続可能な介護保険制度の構築

(7) 介護保険サービスの充実

a 施設・居住系サービス基盤の整備

○ 第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

(単位：箇所)

施設種別	区域	第5期計画				第6期計画				平成29年度末見込み						
		整備実績		平成26年度末見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計				
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数			
(介護保険サービス)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	-	3	258	16	1,251					1	100	1	100	17	1,351
	介護老人保健施設	-			9	1,088									9	1,088
	介護療養型医療施設	-			6	246									6	246
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(29人以下特別養護老人ホーム)	合計	1	29	2	49	2	58	1	29			3	87	5	136
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			0	0											
	中央部第2			0	0											
	東央部第1			0	0											
	東央部第2			0	0											
	北東部第1			0	0											
	北東部第2			1	20											
	北東部第3			0	0											
	北部			0	0											
	東部			0	0											
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	合計	5	90	45	826	1	18	2	36			3	54	48	880
	西部				3	90										
	中央部第1				7	126										
	中央部第2				6	90										
	東央部第1	1	18	5	90											
	東央部第2	1	18	4	72											
	北東部第1	1	18	5	80											
	北東部第2	1	18	4	71											
	北東部第3			3	45											
	北部			5	108											
	東部	1	18	3	54											
	地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下介護専用型有料老人ホーム等)	合計	5	145	12	348	1	29	2	58			3	87	15	435
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			1	29											
	中央部第2			1	29											
	東央部第1	1	29	2	58											
東央部第2			0	0												
北東部第1			0	0												
北東部第2	1	29	3	87												
北東部第3			0	0												
北部	2	58	4	116												
東部			0	0												
施設・居住系サービス(新規)		14	522	90	3,808	4	105	5	123	1	100	10	328	100	4,136	
サービス	混合型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)			13	874			注	1	18			1	18	14	892
施設・居住系サービス 合計		14	522	103	4,682	4	105	6	141	1	100	11	346	114	5,028	

※ 第5期計画の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備実績について、箇所数には増床分を含まないが、定員数には増床分50床を含む。

※ 平成28年度以降の新規整備は、福祉コミュニティエリアへの整備を優先するが、福祉コミュニティより、他区域での整備の可能性はある。

注 混合型特定施設入居者生活介護は、榎法華地区の生活支援ハウスの分である。

b 介護給付等対象サービスの利用見込み

高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込みました。

なお、小規模型通所介護事業所（定員 18 人以下）の地域密着型通所介護事業所への移行のほか、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の地域支援事業への移行も考慮のうえ見込んでいます。

c 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、できる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

今期計画では、予防給付の訪問介護と通所介護の移行に合わせ、新しい総合事業を実施するほか、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。

【新しい総合事業を開始する前の地域支援事業】

○ 介護予防事業

二次予防事業および一次予防事業で構成されますが、平成 29 年度の新しい総合事業の実施を見据え、事業対象者が限定的である二次予防事業を縮小するほか、すべての高齢者等を対象とした一次予防事業を拡充し、新しい総合事業へのスムーズな移行を図ります。

・ 二次予防事業

（通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業，二次予防事業評価事業）

・ 一次予防事業

（介護予防普及啓発事業，地域介護予防活動支援事業）

○ 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援などを実施してきましたが、今期計画からは、これまでの取組みに加え、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たな事業に取り組みます。

《前期計画から引き続き取組む包括的支援事業》

(a) 介護予防ケアマネジメント事業

(b) 総合相談支援事業

(c) 権利擁護事業

(d) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

《地域包括ケア推進に向けて今期計画から新たに取り組む包括的支援事業》

実施にあたっては、関係機関等と協議のうえ、実施可能なものから順次取り組みを開始します。

- (a) 在宅医療・介護連携の推進
- (b) 認知症施策の推進
- (c) 生活支援サービスの体制整備

○ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを実施します。

- ・ 介護給付等費用適正化事業
- ・ 家族介護支援事業
- ・ その他事業

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始した後の地域支援事業】

○ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業
- ・ 一般介護予防事業

○ 包括的支援事業

○ 任意事業

d 介護保険料

今期計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直します。

また、これに伴い、基準額に対する所得段階別の割合を0.5～1.7とします。

○ 保険料基準額

平成27年度から29年度までの保険料基準額は、

保険料の基準額 63,600円（月額 5,300円）

(4) 介護保険制度の円滑な運営

a 広報・情報提供の充実

○ 制度の周知・啓発

介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

○ 介護サービスに関する情報提供

函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス事業所等体制一覧等を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

b 介護サービスの質の向上

○ サービス従事者の育成と質の向上

居宅介護支援事業所やケアマネジャーの関係団体の活動への支援を行うとともに、定期的な研修・指導を実施するほか、介護・福祉施設等職員に対する研修会な

どを行います。

○ 介護職員の人材確保

多様な人材が就労できるよう参入の促進、介護従事者に対する処遇改善、潜在的な有資格者の掘り起こしや未経験者の受入れ環境の整備など、国や道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

○ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市に報告書を提出するよう指導します。

c 事業者への支援・指導体制の充実

○ 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

○ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

d 低所得者向け施策の実施

○ 介護保険料の軽減

今期計画では標準段階の見直しに加え、世帯非課税の方を対象に国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

○ 介護保険料の減免

生活困窮者に対する介護保険料の減免については、公費投入による軽減を実施することから、見直したうえで実施します。

○ 利用者負担の軽減

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施します。

e 介護認定の公平性・公正性の確保

○ 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

○ 介護認定審査会

介護認定審査会において公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会の委員を国や道が実施する研修会に派遣します。

f 介護給付等費用適正化事業の実施

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し，介護給付等の適正化を進めます。

(5) 計画の推進に向けて

ア 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口，福祉サービス苦情処理制度などの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるほか，介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて，広く周知を図ります。

イ 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として，保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生・児童委員，町内会などとのネットワークを充実するとともに，社会福祉協議会等との連携を図ります。

ウ 計画の進行管理

函館市高齢者計画策定推進委員会などからの意見をいただき，協議経過等について市のホームページを通じて公表します。

<参考>人口等の推計（「第6期函館市介護保険事業計画」における推計値）

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	269,160	266,063	262,864
65歳以上人口	85,532	86,876	87,786
高齢化率	31.8%	32.7%	33.4%
要支援者・要介護者 （対65歳以上人口）	19,443 (22.7%)	20,133 (23.2%)	20,843 (23.7%)
要支援1	4,534	4,880	5,238
要支援2	2,806	2,871	2,934
要介護1	3,864	4,124	4,397
要介護2	2,525	2,534	2,545
要介護3	2,079	2,132	2,181
要介護4	1,877	1,894	1,912
要介護5	1,758	1,698	1,636

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 65歳以上の方 ・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割（※）を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。 ※平成27年度以降は、一定以上の所得のある方については2割

イ 要介護認定の状況（平成27年5月末現在）

（単位：人）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	4,290	2,669	3,624	2,525	1,958	1,880	1,806	18,752
65歳以上 75歳未満	665	433	482	323	257	249	217	2,626
75歳以上	3,625	2,236	3,142	2,202	1,701	1,631	1,589	16,126
第2号被保険者	37	58	79	67	47	27	45	360
合計	4,327	2,727	3,703	2,592	2,005	1,907	1,851	19,112

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	89(87)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	7(7)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	20(20)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	15(13)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	94(94)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	17(17)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	32(30)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	11(10)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	13(13)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24(24)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	24(24)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	98 (6)

※ 事業者数欄の () 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
在宅サービス利用者	120,807人	10,067人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
訪問介護	7,142人	813,755回	2.2回/週
訪問入浴	293人	8,319回	0.5回/週
訪問看護	1,304人	61,791回	0.9回/週
訪問リハビリテーション	520人	40,944回	1.5回/週
通所介護	7,596人	426,996回	1.1回/週
通所リハビリテーション	1,973人	116,443回	1.1回/週
短期入所	2,333人	130,925日	1.1日/週
区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
特定施設入居者生活介護	8,703人	725人	

イ 地域密着型サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	12(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	17(17)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	45カ所(45) 92ユニット
複合型サービス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	3(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	12(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	2(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		実利用者数	1人当たり利用回数
サービス利用者	4,291人	358人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	378人	8,930回	0.5回/週
夜間対応型訪問介護	2人	12回	0.1回/週
認知症対応型通所介護	82人	7,773回	1.8回/週
小規模多機能型居宅介護	451人	75,754回	3.2回/週
複合型サービス	61人	10,729回	3.4回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	9,549人	796人
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,011人	334人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	581人	48人

ウ 施設サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設	16	1,251 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する施設	9	1,088 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関の病床	6	246 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	13,161 人	1,097 人
介護老人保健施設	10,937 人	911 人
介護療養型医療施設	2,622 人	219 人

（3）利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則としてかかった費用の 1 割を負担していただきますが、低所得者に対しては、各種軽減措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（平成 26 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の食費・居住費を 100%軽減）	1,428 人	119 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費の一部負担軽減）	32,110 人	3,990 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	360 人	30 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	33,091 人	2,758 人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて9段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額5,300円となっています。

(7) 段階別の保険料（平成27年度～平成29年度）

区分	要件		算定式	月額保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員 が市民税 非課税	基準額 ×0.45	2,385円	
第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 ～120万円以下		基準額 ×0.75	3,975円	
第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		基準額 ×0.75	3,975円	
第4段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯の中 に市民税 課税者が いる世帯	基準額 ×0.9	4,770円	
第5段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超		基準額 ×1.0	5,300円	
第6段階	・本人の合計所得金額が120万円未満		本人が 市民税 課税	基準額 ×1.2	6,360円
第7段階	・本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満		本人が 市民税 課税	基準額 ×1.3	6,890円
第8段階	・本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	本人が 市民税 課税	基準額 ×1.5	7,950円	
第9段階	・本人の合計所得金額が290万円以上	本人が 市民税 課税	基準額 ×1.7	9,010円	

※第1段階の方を対象に、国から示された軽減幅を踏まえて保険料を軽減しています。

(平成27年5月末現在)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
24,922 (29.6%)	6,840 (8.1%)	6,899 (8.2%)	11,277 (13.4%)	5,874 (7.0%)	8,553 (10.2%)	11,507 (13.7%)	4,958 (5.9%)	3,305 (3.9%)	84,135 (100%)

※4・5月に資格取得した者を除く

(イ) 平成 26 年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞 納 繰 越 分	合 計
調 定 額	4,036,832	587,330	112,609	4,736,771
収 入 済 額	4,036,832	521,201	26,276	4,584,309
収 納 率	100.0%	88.7%	23.3%	96.8%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害、失業、その他の事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予するなどの制度があります。
- ・ 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成 13 年度 (10 月)

内 容 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料に軽減します。

イ 第 2 号保険料

第 2 号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア 通所型介護予防事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 二次予防事業対象者について、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、
「栄養改善」、「口腔機能の向上」のプログラムを通所により行い、状態の
改善を図ります。

実施施設 市内 33 事業所

平成 27 年度予算額 12,500 千円

イ 訪問型介護予防事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症、うつ、閉じこもり等のおそれのある二次予防事業対象者を訪問し、
必要な相談、助言を行うことにより、要介護・要支援状態となることを予防
します。

平成 27 年度予算額 8 千円

ウ 一般介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 一次予防事業対象者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室を開催するほか、町会・老人クラブ等の団体に対して、介護予防に関する講話と実技の指導を行います。

平成 27 年度予算額 11,200 千円

エ 一般地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 東部保健事務所管内において介護予防に取り組むグループを育成するほか、既存の住民グループに保健師を派遣するなどの支援を行います。

平成 27 年度予算額 40 千円

オ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

平成 27 年度予算額 1,760 千円

カ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(6 圏域)に 1 か所ずつ「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業

平成 27 年度予算額 256,638 千円

キ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制の構築について協議を進めます。

平成 27 年度予算額 900 千円

ク 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 要支援者等の多様な生活ニーズに応えられるサービスの設計や、高齢者が社会参加することにより、生きがいや介護予防につながるような体制づくりを行うため、地域におけるサービス資源やニーズの把握などを行う生活支援コーディネーターを配置するほか、当該コーディネーターや介護事業者等で構成する協議会を設置し、生活支援・介護予防サービスの整備を進めます。

平成 27 年度予算額 7,000 千円

ケ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 886 千円

コ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 27 年度予算額 500 千円

サ 家族介護支援員

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問や電話相談を行います。

相談件数 529 件（平成 26 年度 延件数）

平成 27 年度予算額 232 千円

シ 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

平成 27 年度予算額 100 千円

ス 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定された方を在宅（介護保険施設以外への入院含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 6,250 円まで）を給付します。

平成 27 年度予算額 14,218 千円

セ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委 託 先 社会福祉法人および民間事業者 3 事業者

年 度	24	25	26
延利用食数	53,853	41,976	33,185

平成 27 年度予算額 17,232 千円

ソ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地 4 号棟（40 戸）

平成 27 年度予算額 2,709 千円

(6) 保健福祉事業

ア 生活管理指導員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定された方のうち、自立した生活が困難な方を対象に生活管理指導員を派遣し、日常生活における必要な支援・指導を行います。

実施施設 訪問介護事業所 75 事業所

平成 27 年度予算額 7,054 千円

イ 生活管理指導短期宿泊事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定された方のうち、自立した生活が困難な方を対象に、一定期間（原則 7 日以内）短期入所生活介護施設等に宿泊させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 32 施設

平成 27 年度予算額 120 千円

(7) 認知症施策

ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 町会・老人クラブ等の団体に対して、認知症の予防や早期発見、早期診断等の認知症に関する講話を行います。

平成 27 年度予算額 240 千円

イ 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成 9 年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

年 度	区 分	実 人 員	延 人 員
24		5	5
25		15	16
26		20	20

ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延人員
24	21	653
25	22	612
26	31	1,007

平成 27 年度予算額 135 千円

エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
24	4	2	1
25	1	0	2
26	0	1	3

平成 27 年度予算額 3,718 千円

オ 認知症地域支援推進員

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

平成 27 年度予算額 250 千円

4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（平成26年度）

区分	生活管理指導 員派遣		生活管理指導 短期宿泊		生きがい活動 支援通所		生活援助員派 遣		食の自立支援 事業	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	101	-	5	-	98	-	47	-	215	-
亀田	42	-	3	-	43	-	3	-	38	-
戸井	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
恵山	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
椴法華	-	-	22	-	6	-	-	-	2	-
南茅部	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
計	144	-	31	-	147	-	56	-	255	-

区分	ショートステ イ		緊急通報システム 設置		家族介護用品 給付等		リフォーム助 成		養護老人ホー ム入所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	220	-	502	15	42	-	6	3	120	-
亀田	105	-	222	-	104	-	36	1	35	-
戸井	-	-	9	-	2	-	-	-	3	-
恵山	18	-	45	-	9	-	-	-	1	-
椴法華	5	-	7	-	4	-	-	-	5	-
南茅部	4	-	26	-	3	-	-	-	-	-
計	352	-	811	15	164	-	42	4	164	-

活動状況つづき（平成 26 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療相談		除排雪		虐待対応	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	1,124	64	51	-	331	-	530	172
亀田	1,004	-	33	-	251	-	43	29
戸井	267	-	-	-	11	-	-	-
恵山	2	-	-	-	19	-	-	-
椴法華	129	-	1	-	19	-	-	-
南茅部	158	-	-	-	35	-	-	-
計	2,684	64	85	-	666	-	573	201

平成 27 年度予算額 311 千円
費用の負担 全額市費負担

区分	その他		合計	
	相談	調査	相談	調査
高齢	85	-	3,477	254
亀田	17	-	1,979	30
戸井	16	-	311	-
恵山	15	-	112	-
椴法華	-	-	200	-
南茅部	12	-	240	-
計	145	-	6,319	284

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 配食サービス事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 椴法華地区におけるひとり暮らしの高齢者等で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 6,968 千円

費用の負担 全額市費負担

イ 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 304 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 外出支援サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 5,163 千円

費用の負担 全額市費負担

エ 除排雪サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター，函館建築板金事業協同組合
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 2,914 千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

区 分 / 年 度	24	25	26
配 食	延 16,075 食	延 15,939 食	延 16,314 食
寝 具 乾 燥	延 108 件	延 102 件	延 114 件
外 出 支 援	延 4,395 人	延 3,803 人	延 3,630 人
除 排 雪	延 1,265 件	延 1,217 件	延 905 件
電 話 安 否 確 認	155 世帯	155 世帯	0 世帯

※電話安否確認は平成 26 年 4 月より委託事業から補助事業へ移行。

(3) 高齢者生活援助員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 161 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 生きがい活動支援通所事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが支援が必要な方を対象に、デイサービスセンターにおいてレクリエーションや日常動作訓練などを行います。

実施施設 デイサービスセンター55 か所

平成 27 年度予算額 12,224 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 生活管理指導短期宿泊事業（楸法華地区）

開始年度 平成 12 年度

内 容 楸法華地区における高齢者で、要介護認定において「非該当」と認定された方を、一定期間（原則 7 日以内）養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 650 千円

費用の負担 全額市費負担

(6) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な方を対象に、一定期間短期入所生活介護施設等へ入所させ、介護を行います。

実施施設 短期入所生活介護施設等 33 施設

平成 27 年度予算額 2,820 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯

平成 27 年度予算額 103 千円

費用の負担 全額市費負担

配付状況 16,959 本(平成 26 年度末現在)

(8) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成4年度
 内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね65歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。
 ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
 イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
 ウ ア、イの要件を満たさない85歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方
 エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 緊急通報 …… 消防本部
 相談通報 …… 保健福祉部高齢福祉課

端末機の整備状況

年 度	24	25	26
新規設置台数	328	281	216
年度末設置台数	2,030	2,080	1,984

平成27年度予算額 44,042千円

費用の負担 全額市費負担

(9) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成6年度
 内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)

対象工事 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事

助 成 額 改造工事に要する費用の3分の2、上限50万円
 (ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を除く。)

実施状況

年 度	24	25	26
利用件数	7	4	4

平成27年度予算額 2,066千円

費用の負担 全額市費負担

(10) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度	平成3年度
内 容	「函館市在宅福祉ふれあい基金」の運用から生ずる益金等をもって、地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に助成し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
基金の額	1,361,403,705円（平成27年3月末日現在）
実施主体	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
事業内容	ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業 町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等 イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業 ボランティア活動を実践している団体に対する援助 ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業 世代間交流活動等 エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業 ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等
補助率	対象経費の10分の9、10分の10
平成27年度予算額	44,058千円

(11) 生活支援ハウス運営事業

開始年度	平成13年度
内 容	独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。
施設数	3施設
平成27年度予算額	49,826千円
費用の負担	全額市費負担

(12) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度	平成17年度（※中核市移行により平成17年10月北海道から移管）
内 容	老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。
施設数	5施設
平成27年度予算額	136,631千円
費用の負担	全額市費負担

5 高齢者の生きがいつくりの推進

(1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）

内 容 永年、社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため、満 88 歳および満 100 歳を迎える市民に祝状を贈呈します。

平成 27 年度予算額 336 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 24 年度（交通機関乗車料金助成は平成 23 年度で廃止）

内 容 70 歳以上の高齢者が、函館市企業局および函館バス(株)が販売する乗車カードを購入する際に、購入額の一部を助成します。

対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者
(障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。)

助成方法 額面千円と 5 千円の乗車カードを半額で購入することができる「高齢者交通料金助成券」を 1 年度につき 1 冊 6,000 円分(500 円券 12 枚綴)を交付します。

平成 27 年度予算額 173,849 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度

内 容 旧恵山町、旧榎法華村および旧南茅部町地区において、所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより、高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については、各地区毎で異なります。なお、旧恵山町地区においては、障がい者、母子家庭の方への優待も行っています。

平成 27 年度予算額 8,696 千円

費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

(4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度

内 容 高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりを目的に、老人クラブに運営費を補助します。

会員数の
状 況

区分 / 年度	24	25	26
クラブ数	122	121	117
会員数(人)	7,943	7,540	6,892

補助額 1クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 27 年度予算額 11,385 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 27 年度予算額 8,035 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(6) 焼物教室開催事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～10 月（毎週 1 回）開催回数：20 回

年 度	24	25	26
受講者数（人）	72	61	55

平成 27 年度予算額 958 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 935 人 出品数 1,109 点（平成 26 年度）

平成 27 年度予算額 9 千円

費用の負担 全額市費負担

(8) 老人福祉大会

開始年度 昭和49年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約800名（平成26年度）

(9) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所在地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,304.67㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	559,535千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	金曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所在地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

施設名	22		23	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	82,291 (75,452)	282 (258)	77,037 (68,713)	263 (235)
谷地頭	86,539 (84,209)	295 (287)	73,672 (71,073)	252 (243)
美原	69,677 (62,927)	238 (215)	67,424 (58,847)	229 (200)
総合福祉センター内	61,375	199	65,897	214
計	299,882 (222,588)	1,014 (760)	284,030 (198,633)	958 (678)

施設名	24		25	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,129 (60,896)	238 (209)	72,135 (65,454)	248 (225)
谷地頭	62,412 (60,203)	214 (206)	64,135 (62,614)	219 (214)
美原	66,669 (58,143)	228 (198)	62,530 (54,528)	213 (186)
総合福祉センター内	61,407	199	60,648	198
計	259,617 (179,242)	879 (613)	259,448 (182,596)	878 (625)

施設名	26	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,888 (63,795)	240 (219)
谷地頭	77,323 (75,884)	264 (259)
美原	60,616 (52,099)	208 (178)
総合福祉センター内	58,419	190
計	266,246 (191,778)	902 (656)

平成27年度予算額 101,060千円（総合福祉センター内センターの経費は除く。）
 費用の負担 全額市費負担

6 要援護高齢者対策の推進

(1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(平成27年4月1日現在)

措置状況	区分	施設数	男	女	計
	市内施設	2か所	36人	226人	262人
	市外施設	9	10	56	66
	計	11	46	282	328

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），ひのき荘（江差町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），慶和園（京極町），祥風苑（岩手県大船渡市）

平成27年度予算額 601,111千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成22年度

内 容 (1) 要援護高齢者対策ネットワーク協議会

高齢者虐待防止および高齢者見守りネットワーク事業の推進について、関係機関との連携を図るため、司法関係者、学識経験者等各分野の専門家や、行政、医療関係、介護関係、警察等関係機関・団体の代表者が集まり、情報交換、連携のあり方および役割分担について協議する。（年2回開催）

(2) 高齢者虐待の防止および孤立防止にかかる普及啓発

- ・講演会の開催
- ・リーフレットの配付
- ・パネル展の開催

平成27年度予算額 629千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	24	25	26
通報件数	92	104	108
虐待と判断	48	60	67
虐待ではない	20	16	10
判断に至らず	23	27	31

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	24	25	26
通報件数	12	11	14
虐待と判断	1	4	3
虐待ではない	6	7	8
判断に至らず	3	1	4

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の「孤立」を防ぐための見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりを推進する。

実施状況 ○平成20年度から、平成24年8月まで、単身高齢者を対象として実施

○平成25年3月から、高齢者のみ世帯を対象を拡大し、実態把握を実施
平成27年3月末時点で109町の実態把握が終了

○実態把握対象町の実績

- ・ 高齢者のみ世帯数 8, 104世帯（住民基本台帳により抽出）
- ・ 高齢者のみ世帯の世帯員数 16, 298人（住民基本台帳により抽出）
- ・ 実態把握対象者数 7, 405人（うち、孤立の心配がある高齢者）
- ・ 実態把握実施者数 2, 785人（うち、訪問により実態把握できた数）
- ・ 実態把握未実施者数 4, 620人（実態把握できなかった数）

※実態把握により、新たに何らかの見守り（サービス利用など）につながった
高齢者 109人